

平成25年5月30日

---

# 七尾市シンボル等制定市民会議

## 第1回会議



# 市民のねがい-七尾市民憲章-唱和

## 市民のねがい

—七尾市民憲章—

古き歩みを誇りつつ  
文化の薫るふるさとに  
豊かな未来夢開く

なみおだやかに碧光り  
ななおのまちに人集う  
おとなも子どもも手をつなぎ  
しあわせの和を広げよう



# オリエンテーション

---

- 1 市民会議の目的
- 2 市民会議の活動
- 3 市民会議の構成と役割
- 4 シンボル制定までのスケジュールの概要
- 5 市民会議における基本的なルール
- 6 発言の取扱いと情報の公開について
- 7 会議の記録について

# 1 市民会議の目的

---

シンボル等制定市民会議は、  
市のシンボル等制定にむけて

- ・市民の皆さんの意見を広く聴く。
- ・検討を重ねる。
- ・ふさわしいものを市に提言する。



●何をシンボルにするか

例 花、木、鳥、魚……

●その中から、何を選ぶか、その理由は

例 花 ⇒ すみれ（理由……）

●シンボルとしてどのように活用するか

例 花いっぱいにして、美しい町並みをつくり、  
慈しむところを育てる



## 2 市民会議の活動

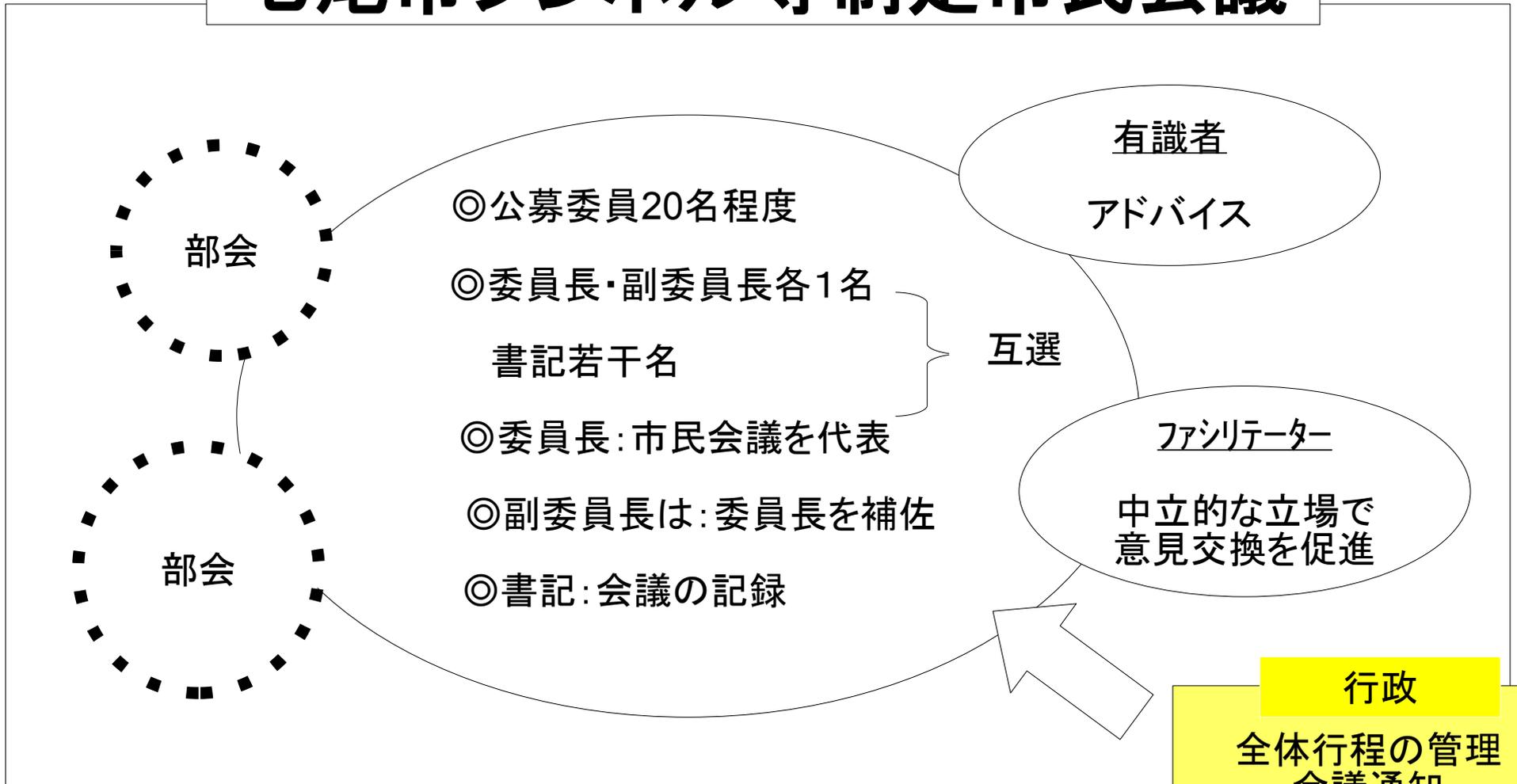
---

■ 市民会議は、次の活動を進めます。

- (1) 市のシンボルにふさわしいものに関する調査・検討
- (2) 多くの市民の意見を提言に反映する。
- (3) 市民会議の活動内容について、市民に知らせ、理解を広げる。
- (4) 市にふさわしいシンボルとその活用方法等を取りまとめ提言する。

# 3 市民会議の構成と役割

## 七尾市シンボル等制定市民会議



市民会議は、委員の半数以上の出席が必要です

市民のみなさん  
アンケート用紙の全戸配布  
事業の周知、市民意見の集約

パブリックコメント

意見の提出

素案の公表

参加  
意見表明

情報の提供  
意見の収集

シンボル制定等市民会議

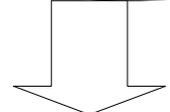
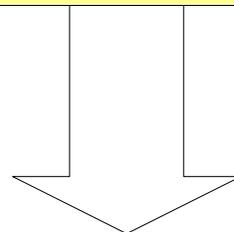
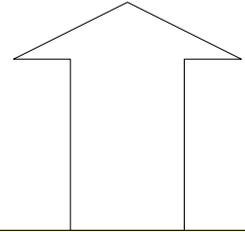
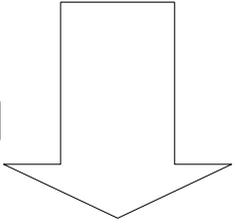
提言

市長

提案

議会の議決

H26年3月制定



## 4 シンボル制定までのスケジュールの概略

---

### 資料3

をご覧ください。

# 5 会議における基本的なルール

## ■ 会議の原則

- 会議の開始時間、終了時間を守ります。
- 会議に遅刻、欠席する場合は、必ず事前に事務局に連絡します。
- 発言は誰でも理解できるような言葉を使いましょう。
- 事実や個人的経験など、どうしてそう思うのかの根拠も示しましょう。
- 他人を傷つけないというマナーを尊重しましょう。
- 特定の地域の利害に関する発言に偏らないようにしましょう。
- できるだけ簡潔な発言に心がけましょう。  
(一回の発言は3分以内に)

## ■ 意見の集約方法

- 少数意見を尊重し、出席メンバーの全員合意の精神で十分に議論しましょう。
- 全員合意が難しい場合は、挙手により採決するものとし、出席メンバーの3分の2以上の賛成でその結論とします。  
(会議は委員の半数以上の出席が必要です。)
- 貴重な少数意見は必要により付帯意見とします。

## 6 発言の取扱いと情報の公開について

### ■ 基本的に公開が原則です。

ただし、

- 個人名が特定されるような情報は一切公開しません。
- みなさまも、会議でのやりとりを、会議の外でお話くださることは自由ですが、誰がどのような発言をしたかについては言及しないようにしてください。
- 会議の傍聴者の方も、同様です。

# 7 会議の記録について

## ■ 会議録は公表します。

会議の内容は記録します。

そのために、みなさまの発言は、

- 録音させていただきます。
- パソコンで記録します。

会議録は、  
要旨により作成します。

- 公表場所
  - ・ 市政情報コーナー
  - ・ 市ホームページ

※委員の名簿も公表します。